

平成十八年四月二十八日提出  
質問第二四五号

在上海総領事館員の遺書に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木宗男

245

## 在上海総領事館員の遺書に関する第三回質問主意書

標記案件については、既に平成十八年三月三十一日に質問主意書を提出し、内閣から同年四月十一日に答弁書を受領し、同年同月十四日に再質問主意書を提出し、内閣から同年同月二十五日に答弁書を受領した（以下、「第二回答弁書」という。）。その結果を踏まえ、追加質問する。

一 「第二回答弁書」において、政府は、「御指摘の遺書の概要については、平成十六年五月六日の公電により外務本省に報告され、同日中に、当時の川口順子外務大臣及び竹内行夫外務事務次官に報告された。」と答弁しているが、このことは川口順子外務大臣及び竹内行夫外務事務次官が平成十六年五月六日に中華人民共和国上海市で自殺した在上海総領事館員（以下、「館員」という。）の遺書の内容を知った上で、「館員」の自殺の事実について、あえて総理大臣官邸に報告しないと理解してよいか。

二 「館員」の自殺の事実について総理大臣官邸に報告しないと決定した外務省の最高責任者は誰か。

三 平成十三年四月以降に内閣官房長官並びに内閣官房副長官に就いた者（職を退いた者を含む。）に対して、外務省が「館員」の自殺について情報を提供した事実があるか。

右質問する。